

学校いじめ防止等のための基本的な方針

長野県穂高商業高等学校

I いじめ防止等の対策ための基本的な方針

1 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

いじめは、「どの生徒、学校でも起こり得る」という認識を常に持ち、未然防止教育に力を入れた教育活動を行う。特に、日頃の教育活動において、社会規範、道徳心を高めることを柱に、教員が主体となり保護者、地域とも連携を深めたいじめのない居心地のよい学校づくりを目指す。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめに限らず生活指導上の問題について、「未然防止教育」「早期発見」「誠意ある丁寧な対応」を3本柱に、学校全体で対応にあたる。また、職員研修を行い、理解や知識を深め、対応方法などを研修する。

いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が欠かせない。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- ・生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- ・いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

(1) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことが欠かせない。また、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切に、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることを大切にする。

(2) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(3) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取組むことが欠かせない。日頃から生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で生徒と多くの大人が接するような取組を大切にする。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

3 いじめ問題の理解

(1) いじめをとらえる視点

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。いじめとは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」である。起こった場所は学校の内外を問わない。
(文部科学省 平成19年1月)

- ・いじめは、人として決して許されないことである。
- ・いじめは、どの生徒にも起こりえる。
- ・本人がいじめと感じれば、それはいじめである。

(2) いじめの様態

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って特定の教員のみによることなく、「特別支援教育いじめ対策委員会」を活用して複数の教員で行うことを原則とする。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する。》

- ・本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- ・行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し、適切に指導する。
- ・行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ・いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

(4) いじめの背景と生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られたり、日常的な未然防止にもつながる。

ア いじめの背景

- ・直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。(地域社会)
- ・心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。(家庭)
- ・生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。(学校)

また、生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらある。

イ いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせない。

ウ いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①過度のストレスを集団内の弱者への攻撃によって解消しようとする、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

II いじめの防止等のための取組み

1 学校の「特別支援教育いじめ対策委員会」の位置づけ

(1) 構成委員

「学校長・教頭・生徒指導主任・各学年主任3・生徒支援委員・養護教諭およびPTA会長・PTA副会長3」12名

(2) 役割

○学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価

- ・学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
- ・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
- ・学校生活アンケートを各学期の初めに行い、取組の見直しを行う。

○学校のいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信

- ・学校基本方針の家庭や地域への発信を行う。
- ・取組の状況や成果、「評価アンケート」などについても情報発信する。

○いじめの早期発見、早期対応

- ・個別相談や相談窓口寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・早期発見の情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。

○教職員の意識啓発

- ・学校の基本方針の全職員の共通理解を図る。
- ・いじめ問題に対する研修会を企画する。

2 いじめ防止等の取組

(1) いじめの未然防止・早期発見の取組

① いじめの未然防止の取組

ア いじめの起きにくい学校、学級づくり

学校教育全体を通し、道徳教育や読書・体験活動の充実、コミュニケーション能力の育成を図る。

(ア) 道徳、人権教育

- ・10月 全校対象の人権学習実施。（講演会、映画鑑賞など）
- ・命、思いやり、友情、生命の尊重、正義、公正公平、よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。

(イ) 学級活動

- ・各学期や学年集会の折に、命や思いやりについての話を取り入れる。
- ・LHRを活用して、コミュニケーションを活性化させる活動を計画的に設定する。その中で相手の感じ方や考え方を尊重し、自分の思いや考えを伝えることができるようにする。
- ・生徒会行事である合唱コンクールでは、生徒が気持ちを一つにして取組むことにより仲間の大切さや達成感を味わえるようにする。

(ウ) 行事

- ・文化祭、クラスマッチ、修学旅行、強歩大会などの学校行事を主体的に体験することにより、異学年交流や地域と連携した行事等を通して、多様な価値観を認め合い自分に自信を持ち、自己肯定感や達成感、感動、人間関係の深化が得られるよう計画、支援していく。

イ 「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知

- ・年度当初に学校要覧や学校便り等で「いじめは絶対に許さない」学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等を保護者や地域に発信するとともに、全校集会やPTAの会合、地区懇談会等を活用して周知を図る。
- ・人権教育強調月間などを年間計画に位置づけ、授業参観や学年PTAを開催し、保護者とともに、いじめ問題への取組みを考え合う機会をもつ。
- ・生徒や保護者向けに情報モラル研修を行う。

ウ 生徒の主体的活動の活用

- ・生徒による自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。
- ・主体的に参加し、よりよい学校生活にするために、生徒自身が発案し、協力して成し遂げるよろこびを体得できるよう支援する。
- ・生徒が、自分たちの問題として、いじめの未然防止や問題解決に取り組めるように、自発的・自治的活動を促す。

エ 職員の資質の向上

- ・教師の資質向上のため、未然防止教育や情報モラルについての校内研修会を実施する。
- ・教師が人権感覚を持ち生徒の思いや考えを受容し、安心して学習できる学校づくりを行う。
- ・公開授業週間を実施し、全職員が生徒指導の視点から授業をふりかえる機会を持つ。

② いじめの早期発見の取組

ア 日常活動を通じた早期発見

- ・教師が生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒とのコミュニケーションを大切にする。
- ・クラブ活動や学校生活の中で生徒の気持ちの変化を把握し、保護者との連絡を密に行い生徒の心に寄り添った取組みをする。
- ・「相談室」を活用し、生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫をする。

イ 相談体制の充実

- ・生徒や保護者がいつでも安心して相談できるように校内相談室の活用を検討する。
- ・生徒支援委員会が、教育相談窓口の周知やスクールカウンセラーの紹介、心身の調整に関する啓発等を行う。
- ・学期の始めと終わりに面接週間や教育相談日を位置づける。
- ・いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめの防止等の対策のための組織」等と情報を共有し、適切に判断するための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにする。

ウ アンケート調査の活用

- ・いじめ・悩みアンケート各学期に1回実施。
- ・相談係による全校を対象にしたハイパーQ U調査の実施。悩みアンケート調査、面談実施。
- ・1年次、Q U検査（楽しい学校生活を送るためのアンケート）等を用いて、生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性について現状を把握し学級経営や生徒との面談にいかす。
- ・家庭用アンケートを実施し早期発見のための協力を得る。但し、結果は公表する。

③ 学校の取組に対する評価

- ・学期の初めに「心・生活ふりかえりアンケート」を無記名で行い、学校の状況を把握する。
- ・5月と1月に「学校生活アンケート」を行い、生徒や保護者の意識を把握する。
- ・年度間のいじめ認知件数の推移や上記データをもとに、いじめ未然防止・早期発見の取組を実施、総括したものを家庭や地域に公表する。課題は次年度へいかす。
- ・学校評議委員会で総括と公表について検討する。

(2) いじめが起きたときの対応

ア 支援・指導のポイント

(ア) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見、いじめの通報を受けた場合には必ずチームで対応する。

(イ) 全体像の把握（事実確認）→指導体制は「いじめ等対策委員会」がリーダーシップをとる。

- ・職員で役割分担を行い、速やかに関係生徒から事実や気持ちを正確に聴き取り記録する。
- ・事実が明らかになり次第、正確かつ迅速に保護者へ事実関係を伝え必要な支援や指導を行う。

(ウ) いじめられた生徒又は保護者への支援

- ・「生徒を必ず守る」ことを伝え、生徒の気持ちに寄り添った親身な支援をする。
- ・安心して学習や学校生活を送れるよう環境を整える配慮をする。

※一時的に保健室や相談室学習、いじめた生徒を別室で指導や出席停止制度活用の検討

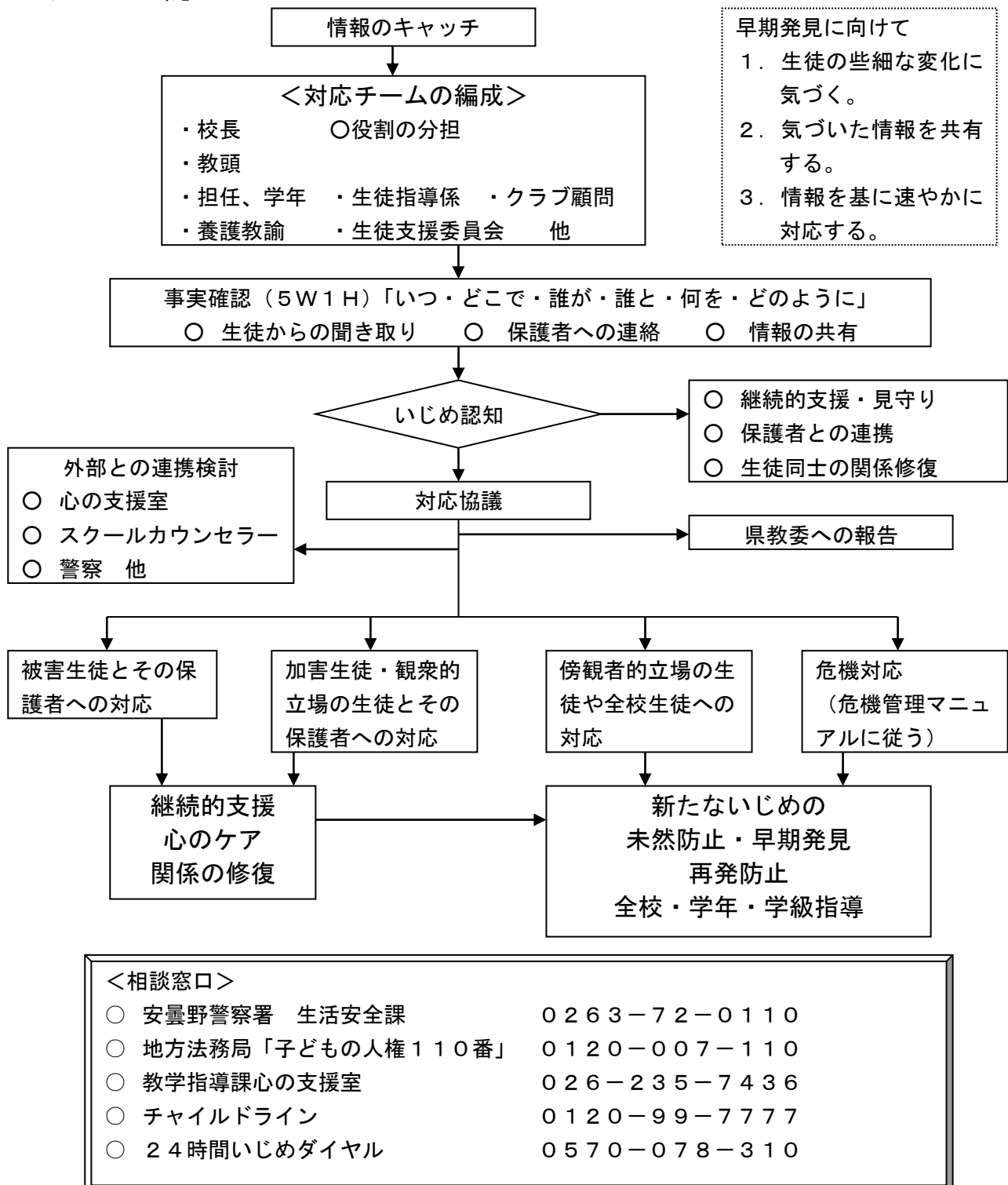
(エ) いじめた生徒への指導と保護者への助言 ・ いじめを完全にやめさせた上で、「いじめは許されない行為である」ことを理解してもらい、毅然とした態度で対応する。

- ・形式的な謝罪にならないよう時間をかけて、生徒が自分自身の行為を振り返り2度とくり返さないよう心に響く継続的な指導や支援を時間をかけて行う。
- ・いじめた生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるよう配慮する。

(オ) いじめが起きた集団への指導

- ・「観衆」「傍観者」である生徒には、誰かに伝える勇気をもてるような教育や指導を行う。
- ・同調していた生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・学年集会や生活指導通信等で、全校に「いじめをなくしていこう」という態度を養っていく。

イ いじめ対応マニュアル



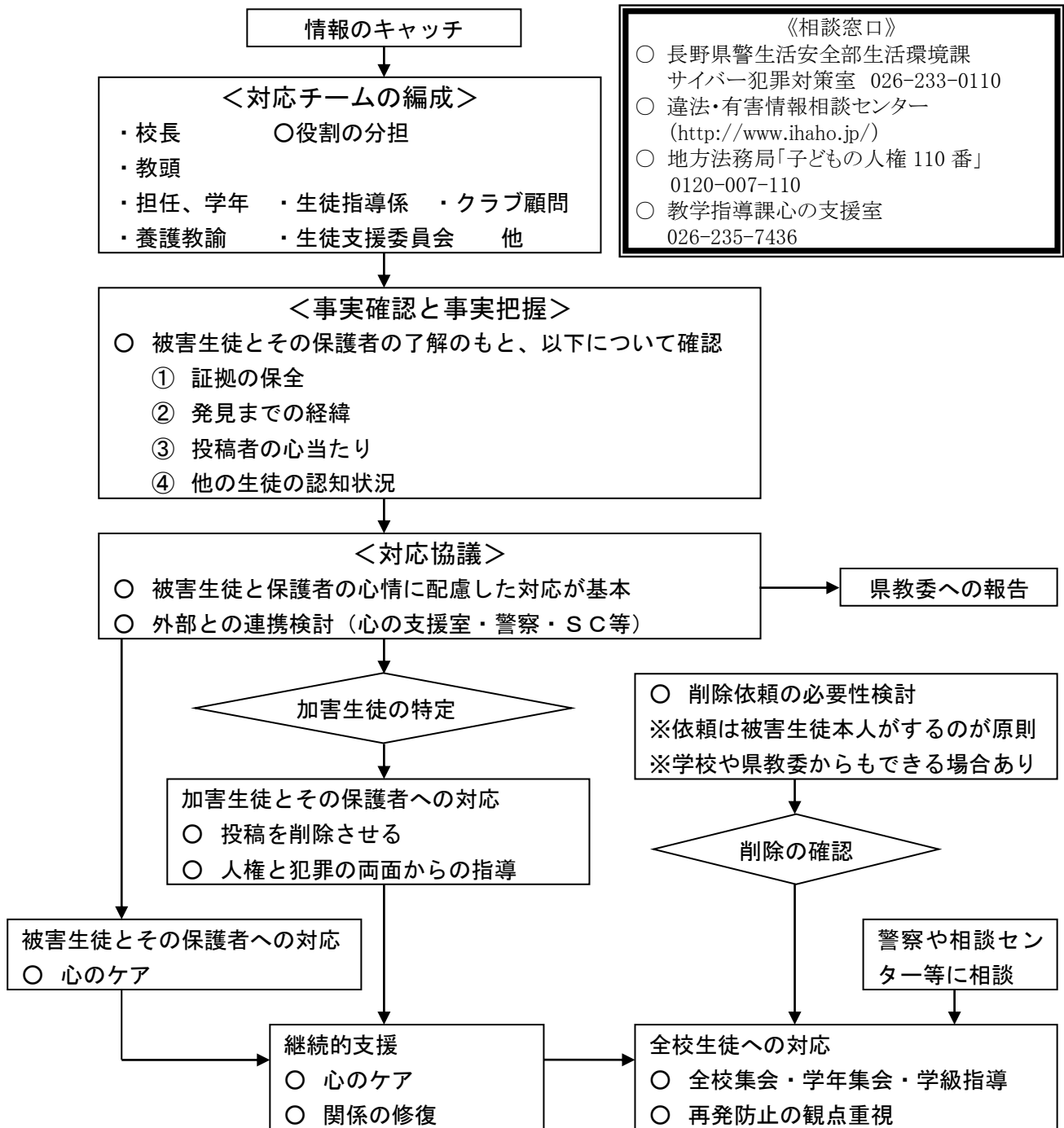
(3) ネット上のいじめの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は研修を行い情報端末機器の特性を理解するように努める。

- ・未然防止教育の観点から生徒や保護者に情報モラル教育を推進し啓発活動をする。

- ・生徒間の情報に注意し、ネットパトロールを利用したネット上の早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等について、被害の拡大を避けるために直ちに削除等で適切に対処する。

【ネット上のいじめへの対応手順】対応フローチャート



《相談窓口》

- 長野県警生活安全部生活環境課
サイバー犯罪対策室 026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター
(<http://www.ihaho.jp/>)
- 地方法務局「子どもの人権 110 番」
0120-007-110
- 教学指導課心の支援室
026-235-7436

《削除依頼と削除の確認》

(1) 掲示板等の管理者に削除依頼
掲示板等のトップページから連絡方法(メール)の確認。「利用規約」等にかかれている削除依頼方法を確認して削除依頼。

(2) 掲示板のプロバイダに削除依頼
掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ(掲示板サービス提供会社等)へ削除依頼。

(3) 警察や法務局・地方法務局に相談する
削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

(4) 関係機関と連携した取組

- ・ 定期的な機会を設け、警察、児童相談所、スクールカウンセラーなどと連携した対応をする。
- ・ 生徒指導主事会などの機会を通し、中学や警察と情報交換を図り教育活動にいかす。

(5) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する。

イ 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核とした「危機対応チーム（危機管理委員会）」を立ち上げる。
- ・ 関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

ウ 事実関係を明確にするための調査を行う

学校又は教育委員会は、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

(ア) 調査委員会の設置

学校は速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

- ・ 「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・ 調査の母体は、「いじめ対策委員会」が中心に、事態の性質に応じて専門家を加える。
- ・ 必要に応じて県教育委員会から指導、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

(イ) 組織の構成

- ・ 公平性・中立性・客観性を重視した組織の構成になるよう配慮する。
- ・ カウンセラー、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の経験を有する者。

エ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取り

- ・ いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

オ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

カ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

キ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(6) いじめ防止等の取組の年間計画

未然防止の取組（全校集会や人権週間、異年齢交流学习や体験学習、授業参観、道徳や学級活動のいじめにかかわる取組、講演会など）、早期発見の取組（個人面接や相談週間、アンケート調査など）、いじめ防止の取組に対する評価計画（学校生活アンケートの時期や会合予定など）、啓発行事（PTA講演会や地区懇談会など）の予定を年間計画に位置づける。